



龍谷大学校友会 心理士支部 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この支部は、龍谷大学校友会 心理士支部と称する。

(所在地)

第2条 この支部の所在地は、円滑な運営を図るため会長の住所地とする。

(目的)

第3条 この支部は、第4条に掲げる事業に取り組むことにより、専門性の向上と学びの共有、及び龍谷大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この支部は、龍谷大学校友会の本部及び各支部、並びに龍谷大学との連携のもと、次の各号に定める事業を実施する。

- (1) 会員相互の親睦を図るための事業
- (2) 会員の研鑽を深めるための事業
- (3) 在学生への支援に関する事業
- (4) その他この支部の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 この支部は、次の各号に定める会員により組織する。

(1) 一般会員

龍谷大学若しくは龍谷大学大学院を修了した校友会員で、公認心理師、臨床心理士、またはこれに準ずる心理専門職の資格を有し、心理支援、心理教育、メンタルヘルス等を目的とする実践または研究に従事しているまたはしていた者、あるいは当事者団体、市民団体、ボランティアグループ等において心理的支援活動に携わるまたは携わっていた者。

(2) 特別会員

龍谷大学における心理士養成に関わる教育活動に従事しているもの、若しくは従事していたもの。

(3) 準会員

龍谷大学大学院心理学研究科に在籍する大学院生で、この支部の活動に賛同するもの。ただし、準会員として所属できるのは大学院在籍中のみとする。

2 入会希望者は、会長に入会申込書を提出するものとする。

3 特別会員としての入会は、理事会の承認を必要とする。

4 会員は、連絡先等に変更が生じたとき、又は退会しようとするときは、会長に届けるものとする。

(会費)

第6条 会員は、次の表に定める年会費を毎年度納入しなければならない。但し、終身会費を納入した場合は、次の年度以降の会費を免除する。なお、準会員の会費は免除とするが、準会員資格喪失以降も所属する場合は一般会員と同様の会費を納入することとする。

| 区 分 | 年会費 | 終身会費 |
|------|--------|---------|
| 一般会員 | 1,000円 | 20,000円 |
| 特別会員 | 1,000円 | 20,000円 |
| 準会員 | / | / |

第2章 総会

(役員)

第7条 本会を運営するにあたり、総会において、会員の中から、理事及び監事を選出する。

2 本会の役員は、理事及び監事とする。

3 理事は20名以内とする。

4 理事は、理事会を組織し会務を執行する。会務の執行にあたり、次の役職を設ける。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 事務局長 1名

(4) 会計 1名又は2名

5 監事は、2名とする。

(会長)

第8条 会長は、理事の中から互選する。

2 会長は、会務を統括し、本会を代表する。

(副会長)

第9条 副会長は、理事の中から互選する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(事務局長)

第10条 事務局長は、理事の中から互選する。

2 事務局長は、円滑な運営のための連絡調整、庶務及び会計等の事務を遂行する。

(会計)

第11条 会計は、理事の中から互選する。

2 会計は、本会の経理を担当する。

(監事)

第12条 監事は、本会の会計を監査する。

2 監事の業務は、本会の会計監査を行い、理事会及び総会に報告することに限定する。

(任期)

第13条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 理事役職者の任期は、当該理事の任期満了までとする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第14条 本会に、顧問を置くことができる。

(理事会)

第15条 理事会は、総会により選出された理事をもって構成する。

2 理事会は、本会の目的遂行のための意思決定及び執行機関とする。

(理事会の開催)

第16条 理事会は、必要に応じて会長がこれを招集する。

2 会長は、理事総数の5分の1以上の要請があれば、理事会を招集しなければならない。

(理事会の成立)

第17条 理事会の成立は、委任状による出席を含め過半数の出席を必要とする。

(理事会の議決)

第18条 理事会の議決は、出席理事の過半数の賛成を必要とする。

2 可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(会員への報告)

第19条 理事会の決定及び実行事項は、年に一回、会員に報告しなければならない。

第3章 総会

(総会)

第20条 総会は、本会の重要事項について審議し、事業等について意見を聴く。

2 審議事項は、次のとおりとする。

(1) 会則の改正

(2) 役員の選出

(3) 解散

(4) その他重要事項

3 総会の成立は、委任状による出席を含め全会員の10分の1以上の出席を必要とする。

4 報告事項は、次のとおりとし、意見を聴くものとする。

(1) 事業活動

(2) 決算

(3) 予算

(4) その他事項

(総会の開催)

第21条 毎年一回、定期総会を開催する。

2 次の場合、臨時総会を開く事ができる。

(1) 会長が必要と認める場合

(2) 会員の10分の1以上の請求があった場合

3 総会の招集は、会長が行う。

(総会の議決)

第22条 総会の議決は、出席会員の過半数の賛成を必要とする。

第4章 会計

(会計)

第23条 本会の資産は、会費、寄付金その他の諸収入を基本とする。

(会費)

第24条 会員は、年会費1,000円または終身会費として20,000円を納入しなければならない。

2 一旦納入された会費は、返金を行わない。

(事業年度)

第25条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(決算報告)

第26条 本会の収支決算は、監事の監査を受けた上で、総会に報告しなければならない。

2 本会の前年度収支決算報告書並びに総会の開催日時及び場所等は、適当な方法で会員に通知しなければならない。

第5章 その他

(解散)

第27条 本会活動の運営が困難になった場合は、本会を解散することができる。

2 本会解散は、総会の承認を必要とする。ただし、事情により総会が開催できない場合は、理事会の決議によって解散することができる。

3 解散する場合は、校友会長に対し、本会活動解散届を提出しなければならない。

4 解散に関する手続きを完了した際に残余金のある場合は、校友会への寄付により清算するものとする。

5 本会総会、理事会等が開催できず活動が停止している場合は、校友会理事会により、本会活動認定の手続きを行い、解散処理を行う。

(会則改正)

第28条 この会則の改正は、理事会が発議し、総会の承認を必要とする。

(定めのない事項)

第29条 本会則に定めのない事項は、理事会の判断に従うものとする。

付則

1 この規程は、2026（令和8）年2月21日から施行する。

2 本会の設立当初の会計年度は、本会規約にかかわらず設立日から2027年3月31日までとする。